

民間建築物等緑化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民有地の緑化を促進するため、緑化基金の設置並びに基金に関する規程第3条の規定に基づき、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年広島市条例第31号。以下「条例」という。）第2章第4節の規定に基づく緑化の推進を補完するため、条例第28条第1項の規定による緑化の義務のない建築物及びその敷地において緑化事業（以下「民間建築物等緑化事業」という。）を行う者に対して、予算の範囲内で当該緑化事業に要する費用につき、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(補助金交付対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる民間建築物等緑化事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 敷地面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）であること。
- (2) 別表の当該建築物等に係る緑化率（条例第28条第2項に規定するところにより算定される割合をいう。以下同じ。）の割合を超えて行うものであること。
- (3) 補助金の交付申請を行う年度内に着手し、かつ、完了するものであること。
- (4) 国、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)及びその他の公法人が行うものでないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、建築物の新築等に際して、条例第28条第2項に規定する緑化施設等から太陽光発電装置及びその他再生可能エネルギーを利用したエネルギー供給施設を除いた緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。以下同じ。）を整備するために要する経費（以下「対象経費」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、別途、広島市から補助事業に対し工事に要する経費の一部についての補助金が交付される場合の対象経費は、緑化施設を整備するために要する経費から当該交付の対象となる経費を除いた経費とする。当該建築物等に係る緑化率の算定に当たっても、同様に緑化施設面積から、当該交付の対象となる緑化施設面積を除いた面積とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、対象経費の額に補助事業に係る緑化率の割合から別表の当該建築物等に係る緑化率の割合を減じて得た割合を補助事業に係る緑化率の割合で除して得た割合を乗じて得た額の2分の1の額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額(その額が50万円を超えるときは、50万円)とする。)を限度とし、予算の範囲内において理事長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、建築物等の緑化施設に係る工事に着手する日の14日前までに、補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて理事長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 緑化施設整備費内訳書(様式第3号)
- (3) 工事に係る見積書の写し又は設計書
- (4) 事業計画関係図

付近見取図、緑化計画平面図、緑化計画立面図、求積図、建築立面図(2面以上)

- (5) 施工前写真

ただし、申請時に対象建築物等が未完成の場合には、第8条に規定する事業実績報告書に添付することができる。

- (6) 第12条第2項に規定する公表に関する同意事項確認書
- (7) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、原則として受付順に速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 理事長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、前項の交付の決定に条件を付することができる。

3 理事長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

4 理事長は、第1項の規定による調査により、補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をし、補助金不交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第7条 前条第3項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第12条第1項各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく事業計画変更申請書（様式第6号）に次の書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業変更計画書（様式第7号）
- (2) 緑化施設整備費変更内訳書（様式第8号）
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から40日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第10号）
- (2) 緑化施設整備費確定額内訳書（様式第11号）
- (3) 工事費請求書の写し又は工事契約書の写し
- (4) 施工中及び施工後の写真
- (5) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し
- (6) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 理事長は、前条の規定による提出を受けた場合において、事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該提出に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 理事長は、補助事業者について、規則第18条第1項に定めるところによるほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定若しくは補助金の交付の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他理事長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 理事長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(緑化施設等の維持管理等)

第11条 補助事業者は、条例第31条の趣旨に沿って補助事業で整備した緑化施設を適切に維持管理するよう努めるとともに、補助金の交付後5年間においてその緑化施設の面積を維持しなければならない。

(委任規定)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 各年度の4月1日から4月14日までの間に、補助金の交付申請をしようとする者に対する第5条の規定の適用については、同項「建築物等の緑化施設に係る工事に着手する日の14日前までに」とあるのは「当該年度の4月1日以降速やかに」とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	割 合
建ぺい率の最高限度が10分の4以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の100分の20
建ぺい率の最高限度が10分の4を超え、10分の5以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の100分の15
建ぺい率の最高限度が10分の5を超え、10分の7以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の100分の10
建ぺい率の最高限度が10分の7を超える建築物の敷地及び建築基準法の規定による建ぺい率に関する制限を受けない建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の100分の5

備考 この表において「建ぺい率の最高限度」とは、建築基準法第53条の規定による建ぺい率の最高限度をいう。

（あて先）公益財団法人広島市みどり生きもの協会理事長

（申請者）住所.....
 氏名.....印
 電話.....

補助金交付申請書

民間建築物等緑化事業補助金について、民間建築物等緑化事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 〇〇〇, 〇〇〇円

緑化施設の整備に要する経費 (ア) ※「緑化施設整備費内訳書(様式第3号)」の金額を転記してください。	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
建築物等の緑化率 (イ) ※「事業計画書(様式第2号)」により算出した緑化率を転記してください。	〇〇. 〇%
建築物等に必要となる緑化率 (ウ) ※次の区分欄の該当する□内にレ印を記入し、その右欄に記載してある割合を転記してください。	〇〇%
区 分	割 合
<input type="checkbox"/> 建ぺい率の最高限度が10分の4以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の20%
<input type="checkbox"/> 建ぺい率の最高限度が10分の4を超え、10分の5以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の15%
<input type="checkbox"/> 建ぺい率の最高限度が10分の5を超え、10分の7以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の10%
<input type="checkbox"/> 建ぺい率の最高限度が10分の7を超える建築物の敷地及び建築基準法の規定による建ぺい率に関する制限を受けない建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の5%
補助金交付申請額 (エ) ※次の算式により算出した金額を記載してください。 ただし、千円未満は切り捨ててください。また、算出した金額が50万円を超える場合は50万円としてください。 (算式) $(エ) = (ア) \times \left[\frac{(イ) - (ウ)}{(イ)} \right] \times 1/2$	〇〇〇, 〇〇〇円

2 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 緑化施設整備費内訳書(様式第3号)
- (3) 工事に係る見積書の写し又は設計書
- (4) 事業計画関係図
付近見取図、緑化計画平面図、緑化計画立面図、求積図、建築立面図(2面以上)
- (5) 施工前写真
ただし、申請時に対象建築物等が未完成の場合には、事業実績報告書(様式第9号)に添付することができます。
- (6) その他理事長が必要と認める書類

事業計画書

1 建築物等の概要等

建築物等	名称					
	所在地	〒				
建築物等の概要	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築				
	床面積	新築等に係る部分 m ²		既存建築物の床面積の合計(既存建築物の敷地内で行う場合) m ²		
	敷地面積	m ²		用途		
	建ぺい率の最高限度	%		実際の建ぺい率 %		
緑化施設の概要	緑化施設の面積	地上部 m ²	屋上 m ²	壁面 m ²	合計 m ²	必要な緑化面積 m ²
確認申請日又は確認申請予定日	平成 年 月 日					
工事着手予定日	平成 年 月 日					
工事完了予定日	平成 年 月 日					
緑化施設の管理	維持管理	<input type="checkbox"/> 管理者が自主管理 <input type="checkbox"/> 専門業者に委託 <input type="checkbox"/> 部分委託				管理者名
	かん水施設	地上部 <input type="checkbox"/> 自動 <input type="checkbox"/> 手動 壁面 <input type="checkbox"/> 自動 <input type="checkbox"/> 手動 屋上 <input type="checkbox"/> 自動 <input type="checkbox"/> 手動				

- 備考 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
 2 新築等には、増築及び改築を含みます。
 3 「敷地面積及び緑化施設面積算出表」を添付してください。

2 建築物等の緑化率

敷地面積 (A)	緑化施設面積 (B)	緑化率 (B/A)
m ²	m ²	%

- 備考 1 敷地面積 (A) の欄及び緑化施設面積 (B) の欄は、添付資料の「敷地面積及び緑化施設面積算出表」により算出した面積を記載してください。
 2 緑化率の欄は、小数点以下第2位を切り捨ててください。

敷地面積及び緑化施設面積算出表

1 敷地面積の算出

区 分		敷地面積(m ²)	備 考
緑化施設面積の敷地面積 (a)			
(a) から除 く部分 の面積			
	計 (b)		
敷地面積 (a - b)			

備考 (a) から除く部分の面積とは、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則第13条第2項に定められることとなる面積のことをいいます。

2 緑化施設面積の算出

区 分	計 算 式	緑化施設面積(m ²)	備 考
地上部			
	計 (c)		
屋上			
	計 (d)		
壁面			
	計 (e)		
緑化施設面積 (c + d + e)			

緑化施設整備費内訳書

区 分	見積金額	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

備考 工事に係る見積書のうち緑化施設の整備に要する経費を記載してください。

様

補助金交付決定通知書

公益財団法人広島市みどり生きもの協会理事長

平成 年 月 日付けで交付申請のあった民間建築物等緑化事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、民間建築物等緑化事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付条件
 - (1) この補助金は、民間建築物等緑化事業の経費に充てること。
 - (2) 提出した事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けること。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けること。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく理事長に報告してその指示を受けること。
 - (5) この補助金による事業について、その都度収支を明らかにした領収証書等の書類を取りそろえ、また帳票を備えてその予算の出納の一切の事項を明確に記入しておくこと。
これらの書類及び帳票は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しておくこと。
 - (6) 民間建築物等緑化事業補助金交付要綱第10条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
 - (7) 事業を完了したときは、その完了の日から40日を経過した日又は平成〇〇年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出すること。
 - ア 事業実施報告書（様式第10号）
 - イ 緑化施設整備費確定額内訳書（様式第11号）
 - ウ 工事費請求書の写し又は工事契約書の写し
 - エ 施工中及び施工後の写真
 - オ 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し
 - カ その他理事長が必要と認める書類
 - (8) 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年広島市条例第31号）第31条の趣旨に沿って補助事業で整備した緑化施設を適切に維持管理するよう努めるとともに、補助金の交付後5年間においてその緑化施設の面積を維持しなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた日から5年間は、毎年3月1日から31日までの間に、緑化施設の現況が分かる写真等を理事長に提出すること。
 - (9) その他、民間建築物等緑化事業補助金交付要綱及び広島市補助金等交付規則を順守すること。

様

補助金不交付決定通知書

公益財団法人広島市みどり生きもの協会理事長

平成 年 月 日付けで交付申請のあった民間建築物等緑化事業補助金については、下記の理由により交付しないことに決定しましたので、民間建築物等緑化事業補助金交付要綱第6条第4項の規定により通知します。

記

〔理由〕

平成 年 月 日

(あて先) 公益財団法人広島市みどり生きもの協会理事長

(申請者) 住所.....
 氏名.....印
 電話.....

事業計画変更申請書

平成 年 月 日付け公財広み生協第 号で補助金交付決定の通知があった民間建築物等緑化事業について、次のとおり変更したいので、民間建築物等緑化事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 変更後の補助金交付申請額 〇〇〇, 〇〇〇円

緑化施設の整備に要する経費 (ア) ※「緑化施設整備費変更内訳書(様式第 8 号)」の金額を転記してください。	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
建築物等の緑化率 (イ) ※「事業変更計画書(様式第 7 号)」により算出した緑化率を転記してください。	〇〇. 〇%
建築物等に必要緑化率 (ウ) ※次の区分欄の該当する□内にレ印を記入し、その右欄に記載してある割合を転記してください。	〇〇%
区 分	割 合
<input type="checkbox"/> 建ぺい率の最高限度が 10 分の 4 以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の 20%
<input type="checkbox"/> 建ぺい率の最高限度が 10 分の 4 を超え、10 分の 5 以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の 15%
<input type="checkbox"/> 建ぺい率の最高限度が 10 分の 5 を超え、10 分の 7 以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の 10%
<input type="checkbox"/> 建ぺい率の最高限度が 10 分の 7 を超える建築物の敷地及び建築基準法の規定による建ぺい率に関する制限を受けない建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の 5%
変更後の補助金交付申請額 (エ) ※次の算式により算出した金額を記載してください。 ただし、千円未満は切り捨ててください。また、算出した金額が 50 万円を超える場合は 50 万円としてください。 (算式) $(エ) = (ア) \times \left[\frac{(イ) - (ウ)}{(イ)} \right] \times 1/2$	〇〇〇, 〇〇〇円

- 3 添付書類
 - (1) 事業変更計画書(様式第 7 号)
 - (2) 緑化施設整備費変更内訳書(様式第 8 号)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

変更後の敷地面積及び緑化施設面積算出表

1 変更後の敷地面積の算出

	区 分	敷地面積(m ²)	備 考
	緑化施設面積の敷地面積 (a)		
(a) から除 く部分 の面積			
	計 (b)		
	規則で定める部分の面積を除いた敷地面積 (a - b)		

備考 (a) から除く部分の面積とは、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則第13条第2項に定められることとなる面積のことをいいます。

2 変更後の緑化施設面積の算出

	区 分	計 算 式	緑化施設面積(m ²)	備 考
地上部				
	計 (c)			
屋上				
	計 (d)			
壁面				
	計 (e)			
	緑化施設面積 (c + d + e)			

（あて先）公益財団法人広島市みどり生きもの協会理事長

（申請者）住所.....
 氏名.....印
 電話.....

事業実績報告書

平成 年 月 日付け公財広み生協第 号で補助金交付決定の通知があった民間建築物等緑化事業については、民間建築物等緑化事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 〇〇〇, 〇〇〇円
 2 事業実績報告に基づく補助金交付希望額 〇〇〇, 〇〇〇円

緑化施設の整備に要する経費 (ア) ※「緑化施設整備費確定額内訳書(様式第11号)」の金額を転記してください。	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
建築物等の緑化率 (イ) ※「事業実施報告書(様式第10号)」により算出した緑化率を転記してください。	〇〇. 〇%
建築物等に必要緑化率 (ウ) ※次の区分欄の該当する□内にレ印を記入し、その右欄に記載してある割合を転記してください。	〇〇%
区 分	割 合
<input type="checkbox"/> 建ぺい率の最高限度が10分の4以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の20%
<input type="checkbox"/> 建ぺい率の最高限度が10分の4を超え、10分の5以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の15%
<input type="checkbox"/> 建ぺい率の最高限度が10分の5を超え、10分の7以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の10%
<input type="checkbox"/> 建ぺい率の最高限度が10分の7を超える建築物の敷地及び建築基準法の規定による建ぺい率に関する制限を受けない建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の5%
事業実績報告に基づく補助金交付希望額 (エ) ※次の算式により算出した金額を記載してください。 ただし、千円未満は切り捨ててください。また、算出した金額が50万円を超える場合は50万円としてください。 (算式) $(エ) = (ア) \times \left[\frac{(イ) - (ウ)}{(イ)} \right] \times 1/2$	〇〇〇, 〇〇〇円

- 3 添付書類
- (1) 事業実施報告書(様式第10号)
 - (2) 緑化施設整備費確定額内訳書(様式第11号)
 - (3) 工事費請求書の写し又は工事契約書の写し
 - (4) 施工中及び施工後の写真
 - (5) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し
 - (6) その他理事長が必要と認める書類

事業実施後の敷地面積及び緑化施設面積算出表

1 事業実施後の敷地面積の算出

	区 分	敷地面積(m ²)	備 考
	緑化施設面積の敷地面積 (a)		
(a) から除 く部分 の面積			
	計 (b)		
	敷地面積 (a - b)		

備考 (a) から除く部分の面積とは、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則第13条第2項に定められることとなる面積のことをいいます。

2 事業実施後の緑化施設面積の算出

	区 分	計 算 式	緑化施設面積(m ²)	備 考
地上部				
	計 (c)			
屋上				
	計 (d)			
壁面				
	計 (e)			
	緑化施設面積 (c + d + e)			

緑化施設整備費確定額内訳書

区 分	確 定 額	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

備考 工事費のうち事業実施後の緑化施設の整備に要する経費を記載してください。

公財広み生協第 号
平成 年 月 日

様

補助金交付額確定通知書

公益財団法人広島市みどり生きもの協会理事長

平成 年 月 日付けで事業実績報告のあった民間建築物等緑化事業補助金の交付額については、下記のとおり確定することに決定しましたので、民間建築物等緑化事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

交付確定額 円